資　　格

競争参加者の資格に関する公示

福岡第１法務総合庁舎⑵⑹建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年 11 月 25 日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　金尾　健司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事名　福岡第１法務総合庁舎⑵⑹建築工事

２　工事場所　福岡県福岡市中央区舞鶴３丁目５番27号

３　工事内容

（Ａ工事）

工事内容：福岡第１法務総合庁舎の新築工事及び関連工事を行う。

建物用途：庁舎

構　　造：鉄骨鉄筋コンクリート造

建物規模：延べ面積　14,772㎡、地上８階建て

敷地面積：5,645.20㎡

（Ｂ工事）

工事内容：上記施設における自動車車庫の新築工事及び関連工事を行う。

建物用途：車庫

構　　造：鉄骨造

建物規模：延べ面積　419㎡、地上平家建て

４　工期　契約締結の翌日から平成29年６月30日まで（指定部分：Ａ工事、平成28年11月30日まで）

５　申請の時期

平成26年11月26日から平成26年12月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成26年12月24日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年11月25日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５．⑴を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。

〒812－0013 福岡市博多区博多駅東２－10－７　九州地方整備局総務部契約課調査係

電話092－471－6331（内線2522）

①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年11月25日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成26年12月24日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成12年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した次に掲げる㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）また、下記実績は同一建物の工事であること。

同種工事とは、以下の㋐の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

㋐

・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設

・構　　造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（複合構造を含む）

・階　　数　地上７階建以上

・建物規模　延べ面積10,000㎡以上

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員は平成12年度以降に、元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること。

同種工事とは、以下の㋑の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）の実績を有すること。

㋑

・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設

・構　　造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（複合構造を含む）

・階　　数　地上３階建以上

㋐及び㋑の建物用途において同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物物についても、同等の施工実績があるものと見なす。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。